

昭和三十八年大蔵省令第二十五号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第一号 第二条の規定により発行する国債の發行交付等に関する省令

（昭和三十九年法律第三十四号）第一条及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第五項の規定に基づき、特別給付金庫債券の発行交付等に関する省令を次のように定める。

（国債の名称及び額面金額）

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」といふ。）第四条第二項の規定により発行する国債の名称は、第三十回特別給付金国庫債券（以下「国債」という。）とし、額面金額は、百十円とする。

第二条 削除

（記名）

第三条 国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第二百二十五号）第三条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行なうこととされた者が特別給付金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がなされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

（登録の禁止）

第四条 国債は、登録することができない。

第五条 国債の償還金は、発行の日から五年間に均等償還の方法により毎年四月三十日及び十月三十一日に支払うものとする。

2 前項に規定する支払期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を当該支払期日とみなす。

（交付価格）

第六条 国債の交付価格は、額面金額百円について百円とする。

（交付の通知）

第七条 財務大臣は、厚生労働大臣から国債の発行の請求を受けたときは、受取人の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）

内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして第一号書式による交付通知書を当該受取人に交付させるものとする。

（交付の手続）

第八条 国債は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号。次条第二項において「施行規則」という。）第三条第一項の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金裁定通知書（次項において「裁定通知書」という。）及び交付を請求する者が受取人本人であること

を示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとする。

2 前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

3 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

4 前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

5 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

6 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

7 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

8 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

9 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

10 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

11 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

12 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

13 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

14 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

償還金支払場所変更請求書に当該国債を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条 国債の償還金は、指定日本銀行等において、支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

2 前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

3 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

4 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

5 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

6 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

7 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

8 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

9 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

10 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

11 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

12 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

13 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

14 指定日本銀行等は、前二項の規定により国債の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が正當に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者

を示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

税局の部淀橋税務署の項の規定は、昭和五十三年七月一日から同部藤沢税務署の項の規定及び厚木税務署の項の規定は、同年十一月一日から、同表仙台国税局の部の規定中将軍野青山町、将軍野桂町、将軍野堰越、将軍野向山に係る部分、寺内鳥屋場に係る部分及び港北新町、港北松野町に係る部分は、同年四月一日から、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島長野本町、飯島長野中町、飯島綠丘町、飯島美砂町、飯島文京町に係る部分は、昭和五十年五月一日から適用する。

附 則 （昭和五六年三月二〇日大蔵省令第三号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五七年一二月二〇日大蔵省令第四号）

この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年五月四日大蔵省令第二七号）

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年八月二五日大蔵省令第三六号）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年九月二二日大蔵省令第四二号）

この省令は、昭和五十九年九月二二日から施行する。

附 則 （昭和六〇年八月二二日大蔵省令第四七号）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年八月二二日大蔵省令第一五号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月三一日大蔵省令第二号）

この省令は、平成元年二月一日から施行する。

附 則 （昭和五三年一二月二〇日大蔵省令第六五号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 （昭和四八年七月二四日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 （昭和四八年七月二四日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 （昭和五三年一二月二〇日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 （昭和五四年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、平成元年四月六日から施行する。

附 則 （昭和五四年四月六日大蔵省令第四四号）

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

## 附 則

(平成五年五月一九日大蔵省令第  
五五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。  
2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成二年三月二十四日大蔵省令  
第一七号)

- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二年八月二一日大蔵省令  
第六九号) 抄

- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

- この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二年八月二一日大蔵省令  
第一八号)

- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日財務省令  
第四九号) 抄

- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令  
第五七号) 抄

- この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日財務省令  
第四二号)

- この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一  
号) 抄

- (施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

- 附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一  
号)  
(施行期日)  
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

2 (経過措置)

- この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二五日財務省令  
第八九号) 抄

- (施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。たままでの改正規定、第十三条中国債の発行等に関する省令第四条第七項の改正規定及び第十四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

- 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されている国債（国債証券（次項に定めるものを除く。）又は登録国債に限る。）の手続については、なお従前の例による。

- 第三条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、既に発行が開始されている次の各号に掲げる名称の国債の手続については、なお従前の例によることとする。

- 一 及び二 略

- 三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第二十七回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券

- 四 この省令（前条ただし書に掲げる規定においては、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日財務省令第  
三〇号)

- (施行期日)  
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

- 第二条 この省令の施行の際、改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第1号書式〔第7条〕

文 件 通 知 書		提出用紙
事 件	契 約 記 摘 単	受 駆 入 金 額
事 件	日本銀行	円
（ ） 年 月 日		
年 売 行 分		
二 月 三 月 四 月		
上記の結果を規定に基づいて交付しますから、上の交付箇所で受け取ってください。		
財務省 監査官 財務官 財務事務官 出金係 出金係会事務係		
（ ） 年 月 日		
上記の結果を受け取りました。		
受取人 氏 名		
（ ） 年 月 日		
注 受取人名を記入するには、財政局付属機関が 同機関の本機関の名前を記入すること。		

第二号書式  
〔第9条〕

(裏面)

(注意)

1 本入籍証書類を受取(市役所販賣課等が代價交換する場合を除く)の上、其の領收印(印判)を捺し、複数箇所又は複数枚を記入して交付箇所間に捺出し、引換人に取扱い致してください。

2 この通知書を交付箇所に提出する際には、原付空欄大又は前記各欄を等しく交付された領收印を記入してください。

3 お問い合わせ等がござる場合は、市役所販賣課等が連絡合をもつた専門人の間で承えてください。

4 この通知書を交付箇所に提出する際には、原付空欄大又は前記各欄を等しく交付された領收印を記入してください。

5 お問い合わせ等がござる場合は、市役所販賣課等が連絡合をもつた専門人の間で承えてください。

6 その他の不審の点があるときは、財務課、財務支局、財務事務所、小額出納所、支局又は各機関事務局に問い合わせてください。

第1号書式(印込用)

住所変更請求書

年 月 日

日本銀行 脚中 住 所 氏 名

下記の 記名者

の記名者の住所を変更して下さい。

記名者	記 号	新 所 住 所	年 月 日

(旨別欄記入欄)

注: 二つの請求書を提出する際には、新住所を複数できる本入籍証書類を用ひること。  
住所変更の事実を説明する書類を添付すること。

第4号書式  
〔第9条〕

第1号書式(印込用)

借貸金/元利金支払場所変更請求書

年 月 日

日本銀行 脚中 住 所 氏 名

旧支払場所	新支払場所

下記の 記名者

の賃貸金/元利金の支払場所を 年 月 日よりから  
上記の記入欄を変更して下さい。

記名者	記 号	新 所 住 所	年 月 日

(旨別欄記入欄)

注: 二つの請求書を提出する際には、本入籍証書類を用ひること。

第5号書式  
〔第11条〕

第1号書式(印込用)

記名変更請求書

年 月 日

日本銀行 脚中 住 所 氏 名

現 所 住 所	新 所 住 所	記名変更 の理由
現 所 住 所	新 所 住 所	記名変更 の理由

下記に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

現 所 住 所	新 所 住 所	年 月 日	付 留 條 件 の 付 留
現 所 住 所	新 所 住 所	年 月 日	付 留 條 件 の 付 留

(旨別欄記入欄)

注: 1. 記名変更の理由欄には「相続」、「改姓」等の理由を記入すること。  
2. この請求書を提出する際には、本入籍証書類を用ひること。